

平成27年度 第1回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成27年6月17日(水) 午前10時00分～総社市役所本庁2階会議室

委員 委員長 井上 信二

委員 小寺 立名

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに、今回の対象期間である平成27年1月1日から3月31日までの事案について対象件数は114件であり、契約検査課・上水道課で契約する建設工事に関するものが83件。その他の課で契約する委託等が31件。4月から12月では331件であった委託等が、今回は31件と年度末でもあり件数・対象部署が少ないこと、低入札価格調査対象案件が2件あったこと等を説明。

(委員) 了承

・契約制度の現状について

(事務局) 4月1日から最低制限価格設定の際の変動率計算式を改正。これまでのプラスマイナス4%からプラス2%マイナス6%とした。前回のこの委員会での意見や、3月議会でも変動率の関係で入札不調となった際についての質問もあり、そのあたりも勘案して改正した。変更後の入札件数が少ないのでまだ傾向はつかめていないが、今後の状況は注視していきたい。なお、マイナス幅を広げた事については、ダンピング対策の強化を求められている時世、品質確保の面から業界からご意見を頂いている。法改正による工事費積算内訳書の提出義務化については、総社市は独自に落札者から当日に内訳書を提出させていたが、4月から全者が入札時にシステムを通じて提出することになった。これは、見積能力のない業者の排除やダンピング受注を行う業者の排除などが理由として挙げられている。総社市の失格理由は記載のとおりで、他自治体と比べて特別厳しいものではないが、⑦の入札価格と内訳書の合計が大きく相違している場合で3件の失格があった。3点目の随意契約の電子システム化については、建設工事・コンサルの指名競争については実施しているので、このシステムを随意契約にも適用するもの。ルールをつくり業者・職員に周知する。例えば毎週何曜日に固定して通知するとか、見積り日数を何日にするとかを考えている。

(委員長) 積算内訳の⑦で合計値が大きく相違しているとあるが、「大きく」は不要ではないか。合計値が相違している場合(千円未満・・・)でいいのではないか。大きくとか小さくという解釈でなく相違しているのは問題があると感じた。

(事務局) 分かり易くなるよう考える。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) まず当番の小寺委員より抽出案件の説明をお願いします。

(小寺委員) 1点目として発注時期。年度末に多くの発注があるのではないか。2点目に落札率が非常に低い工事があるが、品質管理の面でどうであったか。3点目に随意契約について適法な随意契約の理由があるかどうか。こういった面から選んでいる。

(委員長) 今回は7件ということなので、1件約15分位になると思う。臨機応変に重要なものは長く、特に指摘のないものは短く進めて行きたい。

抽出案件（審議順）

| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 |
|----|------|---------|--------------------------------------|
| 工事 | 随意契約 | 地域応援課 | 久代支線 3023 号道修理工事 |
| 工事 | 随意契約 | 都市計画課 | 東総社中原線築造工事 |
| 工事 | 一般競争 | 教委庶務課 | 総社東中学校耐震補強工事 |
| 委託 | 随意契約 | 建築住宅課 | 総社東中学校耐震補強工事監理業務 |
| 委託 | 随意契約 | 下水道課 | 公共下水道取付ます設置（70 期）工事 外 |
| 委託 | 随意契約 | 商工観光課 | 総社観光プロジェクトまちなみデザイン統一化（ロードサイン作成）業務 |
| 委託 | 随意契約 | 税務課 | 家屋台帳マイクロ撮影画像取込業務 |
| 委託 | 随意契約 | 選挙管理委員会 | 岡山県議会議員選挙（総社市選挙区）公営ポスター掲示場の作成設置等業務委託 |

委員からの意見・質問，それに対する回答

| 委員からの意見・質問 | 担当課の説明・回答 |
|--|--|
| <p>○久代支線 3023 号道修理工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕の必要性が年度中に生じたため施工したのか ・契約事案一覧表で地域応援課の工事が多く発注されている。年度の最初から中間あたりで工事の必要性が認識されている工事も，今回の一覧の中に入っているのか ・1月～3月にたくさんの件数を施工していて地域応援課として大変だと思うが，年度末に多くなる理由は ・上半期に一生懸命発注しても件数が多く，下半期についても小規模な修繕はあると。 ・年度末が近い発注で見積もり金額がだんだんと高くなっていく傾向はあるのか。業者も大変で高止まりとならないか。そういう傾向は見られないのか | <ul style="list-style-type: none"> ・崩壊寸前になったために発注をかけた ・入っている ・課としては，市道・農道・水路の修繕的な工事を担当している。揚水時期，水田の稲作時期は避けられないといけない。小規模な修繕工事が年間に約 180 件あり，これにも手を取られている。上半期には修繕工事を 131 件発注し，工事請負を 19 件発注。下半期の修繕が 50 件で工事が 44 件。どうしても上半期に小規模な修繕工事を出して，それに手を取られているのもひとつの原因 ・下半期も 50 件程あった。揚水時期で水を扱う時期は工事が出来ないで，どうしても下半期にならざるを得ない。設計する技師も 3 人しかいない。測量に行って帰って設計し現場をもちながらとなり，遅れがちになる。出来るだけ早期になるよう努力はしている。 ・どうしても年度末なので，業者のほう新しい仕事に取り掛かるのが難しいと思うが，金額でということを感じていない。 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期に工事にかかれぬのが大きい理由として、発注を早めて工期を後ろにする事は可能では ・下半期にまたいで施工するのは難しい ・年間の工事数は。第4半期では。 ・土木工事の業者は何者くらいか ・今回の4者を選定した基準は ・近隣の距離は ・どうしても発注時期は後ろに行くけども、特に忝意性はないと理解した。 <p>○東総社中原線築造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低いことから選んだ。62.8%。3者随契で1者が極端に低い。事情は分からないかもしれないが、この1者だけ低いのは。 ・工事内容は後で検査して確認されていると思うが、どうだったか。 ・材料で何か違うのか ・先ほど説明のあった積算内訳書は、この工事についても出してもらっているのか ・積算内訳があればどういう材料がとか指摘ができる。積算内訳は契約検査課で確認し担当課には見せないのか。 ・内訳があれば粗雑品ではないとか疑惑が起きても、安すぎても失格になるわけではない ・安かろう悪かろうというイメージがあるが、高ければいいものとは限らない。しっかりと確認を | <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額で標準工期があるので出来かねる ・そのとおり ・63件。第4半期は21件 ・(事務局) 30者余り ・(事務局) 比較的近隣の業者から選んでいる ・(事務局) 2キロから数キロとだけ思っていたら ・分からない。 ・工事の期間中も現場に行っている。コンクリート製品を使用しているが、現場で確認している。業者も不都合があれば交換しているし、いい製品をつかって丁寧に仕上げていることを確認している。品質については、最後の検査を含め確保されていることを確認している。 ・粗雑な材料を使う者がいれば当然交換してもらおう。注意もする。問題ないものが現場に入っていて、問題なく工事は終了した。 ・(事務局) 積算内訳は入札についてのみ義務。随意契約については出させていない。 ・(事務局) 入札後に担当課に渡している。 ・(事務局) 随意契約は最低制限価格を設けていないので、失格にはならない。 |
|---|--|

していいものが出来ていれば財政の厳しい中、安いにこした事はないが、過度に安すぎると言ってもいけないので、そのあたりを考慮しながら我々も指摘していく。内容としては適正に行われたいたと判断する。

○総社東中学校耐震補強工事、監理業務

・監理業務が随契になっている。一般的には設計段階で一般・指名競争をするが、設計・監理を一体にして入札としていないのか

・民間では設計と監理は一体となっている。参考までに、指名競争のときの落札率はどのくらいか。

・よく耳にしているが、別けて指名競争に付随してついてくる場合、指名競争を低く落札し、こちらの随契が 97.7%となっている。民間の感覚から言うと、一体にして指名競争にするほうが妥当な金額になると思うが。

・個人的には指名競争で最初に落とした率を使えばいいのではと思った。それをわざわざ随契にして 97%。どうしても別だというのなら一緒にしてトータルで一番安いところと。ただ設計なので、金額だけではなくて内容が大きい。評価を入れて金額と内容で合計で工夫してやらないとフェアでないと感じた。ここについては少しひっかかる。

・総合評価入札は、こういう大きい金額のものをしているのか。どちらで決めているのか

・入札結果表によると色んな加算がある

・総合評価の説明を。各項目はどう計算するのか。くじ番号など。

・従来から設計については指名競争、監理については、その設計した事務所が現場について精通しているの、随意契約しているのが現状

・(事務局) 65%位

・(事務局) 大きいところから。大きい工事でも市内の業者が入っていけるように。

・(事務局) 12点満点で加算項目がある。入札金額だけでなく、項目にあるように企業の施工実績や配置予定技術者などの項目も考慮している。

・(事務局) くじ番号については、各者が応札する際に応札金額だけでなく任意の3桁の数字を入力している。この3桁の数字が入力くじ番号。上段の業者では 265 です。その入力したくじ番号が入札システムに登録された時間の0コンマ以下の3桁が到着ミリ秒となります。上段の業者ですと 852 です。この二つを足した下3桁が決定くじ番号になります。上段の業者ですと 265+852 で 117 です。下段の業者も同様に計算

| | |
|--|--|
| <p>・恣意性が入らない。</p> <p>・一切自由に出来ないから恣意性はない。その上で変動率がある。この変動率は何に使うのか</p> <p>・低入札にはかけないのか</p> <p>・低入札があるのに、失格基準価格を作る必要があるのか</p> <p>・わざわざこういったくじをして毎回違う数字で出す理由があるのか</p> <p>・設計金額が公表されている。調査基準価格は</p> <p>・失格基準価格については、くじにより毎回違うことになるようにしていると。談合は悪いことなのでなくさないといけないし、排除できるよう役に立てればいい。安くなることについては悪いことではない気もするが、失格基準価格の計算は了解した。</p> <p>・この点については理解できたので、それ以外のところの説明を。どのように点数をだしている</p> | <p>し決定くじ番号が 727 となりますので、各者の決定くじ番号を合計したものが少し上のくじ番号の合計値となります。今回は 844 です。その 10 の位を X とし 1 の位を Y として変動率の計算をします。</p> <p>これに変動率の式があり、X に 0.0015, Y に 0.00015 をかけると変動率が 0.0066 ができます。これは機械が計算をします。</p> <p>・(事務局) 到着ミリ秒なので恣意性はない。</p> <p>・(事務局) 基準率の 0.8291 から変動率 0.0066 を引いたものに設計金額を掛け合わせたものが、失格基準価格となる。これを下回ると失格。</p> <p>・(事務局) 調査にかける金額はその上の調査基準価格の 247,958,696 円</p> <p>・(事務局) あまりに安いものであると品質面で影響する可能性がある</p> <p>・(事務局) 設計価格を事前公表している。調査基準価格、失格基準価格の計算方法もオープンにしている。業者は設計書を元に算出すれば、近い数字は出せる。ここを変動することで、金額はわかっても談合とか情報で安易に落札できないようにしている。</p> <p>・(事務局) 計算式をオープンにしているので、積算をしていけば出せない事はない</p> <p>・(事務局) 冒頭で最低制限価格を下げた報告をした。全体を下げたので、低く落札される可能性が増えた。市の側からするとメリットはあるが、応札する業者側からいうと企業の経営として課題があると意見をもらっている。企業の経営に影響がでると、出来上がった工書の品質確保の面で影響が出てくる可能性もある。ギリギリのラインの設定をせざるをえない。底なしにすると完了した工事を受け取る側にとってもいいことがないかもしれないので、ラインは必要。ただ、変動しないラインとすると、設計価格等を業者がさぐりをいれてくると、特定の業者がびったりで落札することになるので、最低制限価格を意図的に操作できないくじで変動させて、公正を保っている。</p> <p>・(事務局) 総合評価方式に関する事項については、入札公告時に業者に通知している。合計 12</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献で第 2 構成員に対する配点が多いのは、第 2 構成員が地元の業者になると見込んでか ・必ず地元なのか ・地域貢献が 1 2 点中 4 点。 1/3。 ・評価項目とか評価基準は、この入札に対して作成しているものか。それとも、いつも同じ固定なのか ・技術的な課題を聞くという項目はないのか ・加算点が出たので評価値の計算方法を ・入札価格で割るので分母の入札価格が低いほど大きな数字になる。分子も大きいほど点数が大きくなると。評価値のところで、合計加算点 12 なので 1 割以上影響してくるといふことか。評価値の高いところが順位が高いと。計算方法は理解した。これが妥当かとなる。総合評価は建設よりプレゼンとか技術が良いとかで使うことが多い。建設で聞く事はあまりないが、客観的な数値であり、恣意性が入る余地はなさそうなので、今の段階では妥当なもの。 ・評価基準が難しい。より安い金額でより高い品 | <p>点満点。①同種工事を元請として施工した実績は、鉄筋コンクリート造りの学校で延べ面積 4165 m²以上の実績があれば 3 点、それより規模の小さい学校であれば 1.5 点、なければ 0 点。②配置予定技術者の資格により 1 点加算と平成 11 年以降に鉄筋コンクリート造りの学校で延べ面積 4165 m²以上の実績があれば 2 点、規模が小さければ 1 点、なければ 0 点。③障がい者雇用で法定雇用率を達成していれば 1 点。ISO9001・14001 を両方取得で 1 点、片方だと 0.5 点。④代表者の地域貢献で本社が市内は 1 点、市内に営業所があれば 0.5 点。⑤第 2 構成員の関係で本社が市内は 1 点、市内に営業所があれば 0.5 点。総社市と防災協定を結んでいけば 1 点。障がい者雇用が達成していれば 1 点。これを積み重ねて、落札者は 11.5 点、もう 1 者は 8 点であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局) できれば第 2 構成員は地元でという思いはある。 ・(事務局) 必ずではないが、地元にしたほうが有利になるということ ・(事務局) 固定はしていない。今回の工事の面積を考慮して、評価項目 1 点目の面積は 4165 m²以上の実績としている。 ・(事務局) そこまではしていない ・(事務局) 評価値の欄にあるとおり、評価値に 100 を足して、それを入札額でわり、そこに 10 の 9 乗をかけ 3 桁の数字にしている。 ・(事務局) 県の建築営繕課、国交省の品質管理 |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>質となるが、基準が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これが標準的なものなのか ・入札の資格要件にも実績がある。 ・資格要件とかぶっているので、意味がないのかとも思う。業者の創意工夫が評価されるような形になれば、工夫の余地があると。 ・固定ではないから ・そう聞けば、現地に実績のある人を配置するというのは意味がある。 ・地域的なことで言えば、工事に対しての騒音規制。所在地に対して交通渋滞が起こらないような工夫など。当時の建設省の関係では地域に対して色々迷惑が起きるから、そういう内容でも点数をつけていた。もう少し工夫ができるのではないか。 ・平成 11 年 4 月 1 日以降ということで、15 年間であり、15 年もある人も変わり辞めたり。ぎりぎり 15 年前に実績があっても。これが標準的な期間か。 ・計算式については固定しているものではなく、工夫してやっていることを理解した。今後も検討 | <p>管からも意見を伺ってこのような評価基準としている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事務局) 標準かどうかは各自治体によるのでわからない。国・県からは間違っていないと。これを入れなさいというルールはない。自治体で地域に応じた、社会情勢に応じたものを入れている。少し前では防災協定を入れているが、他の自治体では女性技術者であるとか、若手の技術者での有無をいれ、世代交代がスムーズにいくようにと。固定ではない。 ・(事務局) そこは最低限欲しいところ。一般競争の総合評価なので、それなりに実績がないと発注するのが怖いところもある。 ・(事務局) 固定ではないので、県・国の専門的な意見を聞きながら流動的に代えていけばいいと ・工事の内容によって、どれだけ技術力を求めるかによって、評点の配置の仕方も変わってくる。今回の場合ですと耐震補強という特殊な工事なので、その特殊な実績のある技術者を配置することで加点する。もっと特殊なものであれば、金額より技術力に加点するのかなど。事務局からも話があったが、国・県の意見を聞き、市の恣意的なものにならないよう、第三者ではないが国・県の意見を聞いている。 ・(事務局) ルール的な根拠までは記憶していないが、標準的なもの。今年の工事からは平成 12 年以降としている |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>しながらより良いものにしていくという事で、現段階では特に問題はないが、監理の方を随契にしている。最初の設計段階で一緒に実施したほうがいいのではないかという意見をつけたうえで妥当とする。</p> <p>○公共下水道取付ます設置（70・73・83期）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付ますまでが市の工事で、それより中が個人という認識でよいか ・特命随契で全て1者随契としている。特別決裁事項ということなので、その説明を。 ・宅内を工事する業者に依頼するほうがスムーズにいくだろうと ・予定価格は決まっている。見積りを徴したら今回3件あって2件が100%同じ。1件は1万8千円程低いが、どうしてこういうことが起きるのか ・1件目と3件目は市としても許容範囲ということで同額と。2件目はわずかでも下げてもらったと理解すればよいか。 ・受益者負担金・分担金の対象ではない ・そういう負担はないと ・負担金の中にこの部分も入っていると ・入れておくべきではないのか ・全部使用料でいけるなら負担金はいらないと思うが | <ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり ・取付ます設置願は新築工事に伴い提出される。新築工事の施工の都合上、宅内の排水設備業者との連携が大切であるので、工事の円滑化と施主への配慮も考え、宅内排水設備業者へ発注している。 ・そうです ・見積書を提出してもらう前に、業者に金額の入っていない設計書を渡して、それを見て業者は金額を計算する。こちらが思っていた金額を出してくれるときもあれば、思ったより高い金額のときもある。そのときは窓口で交渉するので、こういった形になる。 ・そのとおり ・負担金は本管の管路工事の一定の負担。分担金も同様。 ・最終的には使用料で ・最初の計算のときに取付ますの部分は入っていない。本管の工事をしたときに国の補助金、市の起債を除いて一部を本人に負担してもらう ・新築の家がこれからどのくらい建設されるか。建設されるたびに設置する。実際に経営の中で使用料に加味されて跳ね返ってくる。 |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>・1件目が2ヶ所で53万, 次が5ヶ所で100万, 次が3ヶ所で70万。1箇所につき幾らとかあるのか</p> <p>・どうしても宅内業者でないといけない理由はないと思う。わざわざ単独随契について、ほぼ100%の契約にする必要があるのか。最初から造るのではなく、家の建設に応じ1件ずつであり、仕方ないのかもしれない。</p> <p>・一定の時期ごとにまとめて、今月の申請分をまとめて入札というのはいけないのか</p> <p>・宅内業者に工事をさせるのがスムーズはスムーズ。</p> <p>・20～25万との説明であったが、この3件とも25万を超えている事と、1件あたり幾らか違うのは地形など事情があるのか</p> <p>・疑問として、どうしても宅内業者にお任せしないといけないのかと。工夫の余地があれば検討していただきたい。今の契約自体は妥当と判断する。</p> <p>○総社観光プロジェクトまちなみデザイン統一化（ロードサイン作成）業務</p> <p>・随契理由について説明を</p> | <p>・20～25万が標準。ここは偶然複数であったもの。通常は1件なので20～25万。</p> <p>・それも検討したが相手の工期もある。</p> <p>・本管の深さやアスファルトの違いなど</p> <p>・九州新幹線や七つ星で有名な水戸岡鋭治先生が基本的に指導されているもの。デザイン・色調、特に上質なものについて指導を受けている。今回のロードサインもそうだが、のれん、名刺、封筒等に総社ブラウンという特別な JIS 規格にない特別に調合した色を提案され、その色で統一するように指導を受けている。色は名刺に塗る場合、ロードサインに塗る場合で変わってくる。細かい指導を色々受けており、それに加え市内の業者に色々と打診してきたが、JIS 規格にない色を調合して作るのは非常に手間であり、快く受けてくれる者も少なく、最初の平成23年は2業者からしか見積りいただけなかった。そこで今回の者に委託することになった。4ヶ所のロードサインをしていただき、具体的なものができた。今回も同じように色を調合しロードサインを作ること、及び古い看板の撤去処分もあった。デザインの変更もあり、発注に苦労したが、結果として平成23年に委託した業者に発注できた。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・落札率 100%というのは、こちらがお願いした金額で受けてもらったと ・新しいロードサインを3基つくり、デザイン変更は塗り替えるということか ・既設看板の撤去とある。作成・塗り替え・撤去と、それぞれの内訳書はないのか ・契約金額の 100 万の内訳はあるのか ・水戸岡先生のデザインの色の DIC(特色)なんかで指定はしていないのか。現場合わせみたいな形で調合し水戸岡先生が確認するのか。 ・それは市の所有物としてはないのか ・水戸岡先生へのデザイン料はどういった形になるのか ・物を作るのであれば、設計書図書なりでデザイン料として初期の段階で委託して市の所有物となつて、その設計図書によって製作するものではないのか ・高名な水戸岡先生に対するデザイン料がいくらという形と製作がいくらという形。先ほどの建設で言うと、実際の建設と工事監理を分けているがどうなのか。 ・水戸岡先生には支払いをしているのか ・この業者がデザインしたわけでない。この業者は決められたデザインを使って造っただけ。業務をただけ。デザイン料としては発生していないのでは ・業者からも市からも払われていない。色とかを作り変えても著作権は発生しないのか ・最初この色がということで作っていただいた。それが通常のものとは違って手間のかかるもので、 | <ul style="list-style-type: none"> ・最初にいただいた見積りでは、こちらが予定していた金額より 1 割以上高いものであったので、交渉をした結果。偶然予定価格と同額となった。 ・全面塗り替えでなく一部の変更。看板についている表示内容の変更 ・あります ・見積書の中に記載されている。サインの設置については平成 23 年のものより 1 基あたり 1 万円以上安い。今回は撤去が 4 基あり、それが 24 万円。デザインの変更が 5 万 2 千円など。 ・前回の際に綿密な打ち合わせをし、そのデータとノウハウを委託者が持っているので、今回はそれをそのまま使用した。 ・ない ・デザイン料は、今回のロードサインの中に込みとなっている ・市の所有物としていない ・デザイン料込みということで入っている ・看板の中の字の位置であるとかの細かいところまでは水戸岡先生から指示はこない。基本的なイメージに合致していればよい。直接水戸岡先生に業者から払われるものはない。 ・著作権の問題までは想定していない。 ・先生の研究所に意見はいただいて合致していると |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>名刺とか全部費用がかかるが、それを決めて、古くなったものを刷新した。色は同じものを使った。別に字の配置をお願いしていないから、デザイン料的なものはなしで業者にやってもらったと。それでいいのかどうか分からないが、今回は原則的にデザインはなく字の配置は業者がイメージに合致するようにしたと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一応確認はしてOKをもらって、先方から作り変えることを理解したうえで著作権の話はなかったと ・この者しか出来ない。指導を受けてノウハウがあるのはここだけと ・金額の割りに手間がかかると。やってみないと分からないが前回は2者であった。どの色とどの色を合わせたらいいというノウハウは市はもっていないのか ・実施した業者は分かっている、他の業者は何の情報もなしに試行錯誤してとなるのか ・最初に聞いておく、市で把握しておいたほうが良かったのでは。そういう指導は水戸岡先生からもらっていないのか。 ・業者も最初は指示なしに自分のところで作ったと。何度も確認してOKがでたと。試行錯誤は自社でしたと。 ・新規のロードサインの計画はあるのか ・こういう案内板は市内に何箇所か新しくしていく計画もないのか ・その際には水戸岡先生から指示を仰ぐと ・指示を頂きながら報酬とか監督としての請求はないと ・単独随契だが一部仕方ない。ただ先もあるので、1者専属とならないよう。市としても色の出し方の確認をして、他の業者にも方法を提示できるよ | <ul style="list-style-type: none"> ・そうです ・最初から限っているのではなくて、今回のご指摘もあり色々考えている。業者に受注を前提としない色のテストショットを提出させ、指導して可能なようなら受注をお願いする範囲を広げる事は可能かと。そこまで応じてくれる者がこのくらいの単価でいるのかとなると難しいかと。 ・もっていない ・そうなります ・そういった指導はなかった ・何度も何度もダメだしがあったと聞いている。名刺・封筒もあり、最初の名刺では非常に苦労があったと。 ・具体的には考えていない ・需要も変わるので要望があれば考えていく。 ・そうなります ・はい |
|---|--|

うにしないと、余計ハードルが高くなってより他社で出来なくなるので、検討していただきたい。

○家屋台帳マイクロ撮影画像取込業務

・国の緊急雇用対策ということであったが

・市が直接雇用ではなく、委託業者が雇用するという条件があった。市の雇用は清掃などを他の自治体でみたことがあるが、委託先で雇用したという実績報告も受けているのか。

・以前同じような事業をしたところに随契したということか。

・そのシステムはリコージャパンがしているから、それに合わせてリコーにそういう人を使ってやってもらう。

・今回のシステムを造ったりコーにお願いしたと

・特に指摘することはない。

○岡山県議会議員選挙（総社市選挙区）公営ポスター掲示場の作成設置等業務委託

・選挙ポスターの掲示は選挙の度に作っている

・業者としても毎回この業者がしている

・衆議院のように日にちが決まっていない場合は緊急ということもわかる。見積もり合わせはしている。他者も見積もりは出している。

・単価の決定はどのように

・予定価格の積算根拠の掛け率はどう算出しているのか

・台帳をマイクロフィルム化する事業を、指名競争入札で西日本マイクロ情報㈱と契約した。そこに委託することで、そこがこの事業のために失業者とか東日本大震災の方を雇用するという事業が全国的にあり、その関係でマイクロフィルム化を行った。

・条件で設定していて、国の補助事業でもあり実績報告も受けている。国への報告もした。

・そのとおり。現在家屋の評価をするシステムを導入して使っている。そのシステムで過去の台帳も見れるようにと。

・今回の事業は補助とは違い、データを作るところまでが補助事業。補助事業で出来たデータを市で使っているシステムで見えるようにするために取り込んだもの

・そのとおり。

・そのとおり

・そのとおり

・見積書を比較して決定した

・補助単価があるのでそのあたりを勘案して予定価格を作成している。

・過去の実績を勘案して設定している

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・随契理由が限られた期間での完了と、不具合が起きたときの対応をしないといけないから入札に適さないと書いているが、色んな業務何にしても同じだと思うが、どうして入札に適さないのか ・市内に1者しかいないのか ・それでも見積もり合わせをしている。単独随契なら今の説明で良くわかるが、見積もり合わせするのなら、他者でもしてもらえると。単独随契なら市内1者で24時間というが、夜中に誰も見ないし夜中に治す必要もない。次の日の朝でよいと思うが、岡山市の業者にも見積もり依頼した。安いからという形ではなく市内だからではないのか ・地理的には倉敷の業者は考えられないのか ・ポスター自体の作成はそれぞれの者となるが、設置は地元の下請けなりを使用するのか。落札者がすべて自前でやっているのか ・実際の設置撤去は市外の者が落札しても、市内の者下請けですのでは ・他の自治体でもあることだが、他の自治体も随契か ・参議院等は決まっているが衆議院は期日がきまっていない。 ・総社市はすべて随契で。次の選挙の日程も記事でみたが ・期間が決まっているので随契理由がないようにも感じるがどうか ・衆議院については解散して初めてわかるので仕方ないとして、それ以外についてまでというのは、一部どうかという思いはあるが、今回単独随契でなく見積もり合わせもしている。一応、その中で一番安いところと契約しているので、とりあえずは妥当なものとして評価する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・落札者のみ市内業者。理由にも書いたが24時間体制で業務ができることで市内業者ということが一番に考えている。他者は岡山市になり、対応的に時間がかかるのかなど。 ・213箇所を短期間に設置するとすると1者 ・理由としては両方です。 ・把握をしていない ・把握をしていない ・今の契約者からは下請けの届けはもらっていない ・3つほどしか確認していないが、入札のところも随契のところもある。衆議院の際は全て随契。 ・期日が決められたものは、入札と随契とある。 ・はい ・期間と維持管理の関係が一番であり、公職選挙法で定められているポスター掲示場が倒れていると早急に直すように定められている。苦情もあるので、早急に対応できるところと考えている。 |
|---|---|

審議の結果について

(委員長) 全体として特に問題があったものはない。

(3) その他

(委員長) 説明については、資料に書いていることを見てすぐ分かることを読むのではなく、イメージが湧いてくるような具体的なものをお願いしたい。事業をした感想・気になった点を説明して欲しい。資料について写真等をつかって分かり易くすること。

(事務局) 添付資料については工夫をして分かりやすいものをつけて審議しやすいようにしたい。今後、委員各位と相談していききたい事として、対象事案を 50 万円以上の建設工事と委託料としているが、これを広げる事についてどうか。物品であるとか別のものに広げる。或いは今の資料としての様式が分かりづらい面もあるかもしれないので、次回ご相談しながら進めていきたい。次回の山田委員で一通り選考までされたことになるので、それを受けてさきに向けた運営の仕方の改正を相談したい。

・次回の日程

(事務局) 次回の日程についてですが、期間は平成27年4月から6月までの契約が対象で、8月定例会となります。8月下旬は議会が始まりますので8月10～12日・17日あたりでお願いしたいのですが、いかがでしょうか。→10日10時で決定。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成27年度第1回の委員会を終了します。

平成27年度 第2回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成27年8月10日(月) 午前10時10分～総社市役所本庁2階会議室

委員 委員長 井上 信二

委員 小寺 立名

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・ 審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに、今回の対象期間である平成27年4月1日から6月30日までの事案について、対象件数は工事・コンサルを含め全部で320件であること。年度当初であるので多くの課で委託契約があること。随意契約252件という件数は昨年とほぼ同数で、大半が1者による随意契約であること。また、契約件数の多い部署について、健康医療課が市民の検診業務が多いことなど概ね10件以上の委託契約のあった部署はその概略を説明。

工事・コンサルについては64件であり、契約件数が多い部署として教委庶務課は耐震補強工事の契約がピークであったこと。また、一般競争入札が3件のみの生涯学習課については、公民館の移転新築工事があり、本体建築・電気設備・機械設備を一般競争入札で実施した旨を説明。

低入札価格調査については、今回の審議案件でもある新総社市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設整備工事で実施した旨を説明。

(委員) 了承

・ 契約制度の現状について

(事務局) 1点目。建設工事及び建設コンサルについて、8月17日から随意契約も電子入札システムを使用する。実施方法は、ほぼ指名競争入札と同じ。導入メリットとして市から電話連絡をしなくてよいことや、開札するまで見積り金額が分からないことなどがあり、デメリットとして開札までの期間がこれまでより必要なことなどがある。技師を中心に職員に周知し、市内業者には通知を出し、市ホームページにも変更内容を掲載している旨を説明。

2点目。7月13日付けで「適正な契約事務の執行について」という文書を職員向けグループウェアで通知した。職員で算定できない製品を見積もる際などに業者に参考に見積りを徴しているが、その場合、出来るだけ複数者から徴すること。特に契約額が工事で130万、物品で80万を超える見込みのときは3者以上から徴することが望ましい。口頭でなく文書で業者に通知をだし、通知文内にも業者に期待を持たさないような書き方をすることとした。なお、建設工事・コンサル・物品の指名願を契約検査課でとりまとめをしていることから、指名願を提出している者から参考見積りを徴する際には、契約検査課に相談することも明記した。また、事前に公表していない内容の守秘についても注意することも記載した。内容によって事後公表としているものもあるし、予定価格は入札後も一切公表していないと注意喚起をした。

(委員) 出来るだけ複数者から見積りをとるということか。

(事務局) 予算をとる際や、予定価格を設定する時に世間の実勢価格を参考にするため徴するもの。お願いする側からすると実績価格を知りたいのをお願いするが、受け止める業者からすると何か発注をもらえるのではないかと期待感をもたれても困るので、基本ルールとして正式な文書で通知することにした。

(委員) 見積りの対象となった業者は、その後入札に参加できるのか。

(事務局) 基本的には契約検査課に相談してもらい、事案によっては指名選定・業者選定で加える

可能性はある。

(委員) 確実にではないと。参考見積りを徴するのに契約見込額が一定額を超えるなら3者以上が望ましいと。望ましいというのは原則3者という理解でよいか。

(事務局) 実際には建設工事等でそういうことが起きた場合は概ね3者としている。ただし、見積もりをできる業者が3者より少ないような際は仕方ない。

(委員) 見積もり提出は協力してもらえるのか。商売関係なしに計算だけするのもどうか。

(事務局) 皆さん無償で応じてもらっている。

(委員) 事前に公表していないという説明があったが、予定価格を事後も公表していないのは。

(事務局) 国が示す指針の中には事後公表と出ているが、ただし先々の入札・契約に、その価格が影響する事は守秘することができるので、今の市のスタンスとしては出していない。

(委員) 公開条例等で求められたら。

(事務局) 各市対応はまちまちだが、総社市は非開示文書としている。

(委員) 電子入札の場合には公表してもいいのでは。

(事務局) していない。ただし設計価格を事前公表している。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 当番の山田委員より抽出案件の説明をお願いします。

(山田委員) 建設工事・コンサルについては、これは品質確保という観点から契約額が高額で落札率が低いものから2件を選定。他の委託についても1件、LED防犯灯設置については同様に落札率が低いことから選定。また、1者随意契約が適正かという観点から、給食搬送業務と、胃がん等の検診業務委託を。複数者で見積り合わせをしているが議会の議事録作成と、結果としては入札をされていたが文化センターの舞台業務について、随意契約が適正かということで選定。

抽出案件（審議順）

| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 |
|----|------|----------------|---------------------------|
| 委託 | 指名競争 | 文化課 | 総社市民会館舞台業務（音響）委託、（照明）委託 |
| 委託 | 随意契約 | 東西調理場 | 給食搬送業務委託 |
| 委託 | 随意契約 | 議会事務局 | 平成27年度総社市議会会議録作成業務 |
| 委託 | 随意契約 | 健康医療課 | 胃がん検診業務委託（特定検診同時実施分）外 |
| 委託 | 指名競争 | 交通政策課 | LED防犯灯設置業務委託 |
| 委託 | 指名競争 | 教委庶務課 建築住宅課 | 総社小学校校舎改築工事基本設計業務 |
| 工事 | 一般競争 | 環境課 | 新総社市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設整備工事 |

委員からの意見・質問、それに対する回答

| 委員からの意見・質問 | 担当課の説明・回答 |
|---|--|
| <p>○総社市民会館舞台業務（音響）委託、（照明）委託</p> <p>・一人当たり一日で幾らという単価契約。サービスの内容的に他の誰でも出来る内容か。金額だけで決めて良いものか。</p> <p>・音響については4者を指名して1者失格。理由</p> | <p>・入札の条件で一定のレベルを要求しているので大丈夫と思っている。</p> <p>・無断欠席による。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ何人位を想定しているのか。 ・結構な日数では ・先ほどの説明で、入札とすることで市民サービスの点でどうかと思うと言われていたが、そこを詳しく ・今までは特定の業者とずっと契約してきた ・年間で70日間ということであった。3月26日に入札したということだが、年間予定が70日間というのは何時ごろ確定するのか ・その日数は入札の仕様書に明記しないのか ・70日位というのは公表していないということだが、昨年が何日というのは公表しているのか ・そうなると今まで契約していない業者が、どの程度の額になるのか目処がついたのか ・延べ何人というのが分かれば、業者にとって見積りをしやすいのではないか。 ・指名先はお互いにどこが指名を受けたのかは分からない状態ということか ・随意契約から入札としたことはいいことであるが、公平というところでどうであったか。過去3年位はどの位の日数であったとか公表して実施したほうがよいと思う。 <p>○給食搬送業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随契の対象施設が2つで、契約は1つの組合。給食の配送車は組合所有のもので、駐車しているのは調理場と。 ・ここ何年間かこの形態か | <ul style="list-style-type: none"> ・1日2人で72日間を想定。 ・1年間でその位の日数を想定。 ・慣れた業者が何も言わなくてもしてくれていたのが、業者が変わることで一からやり直しとなる。4月1日で変わっても業者も慣れるのに時間がかかる。私たちが説明や打ち合わせをすれば済むことではあるし、相手もプロなので分かるとは思いますが懸念はする ・すべての会館に聞いたわけではないが、倉敷・岡山はずっと同じ。指定管理となっているところもある。総社市は直営。今回は、今まで契約をしている業者と契約できた ・一年前から仮予約が入っているのので、年度末には概数が分かる。 ・していない ・していない ・目処は立てづらかったと思う ・はい ・はい ・運送業組合は総社市に1つしかない。何かあったとしても加盟する他者でカバーしてもらえるということを含め随契の理由でもある。 ・合併前は別々に契約していたが、委託先は同じ |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・運送業組合の業務内容は、この配送業務だけか ・この形態が始まった際に、市のほうからの打診で、組合を作ってもらったほうが安心して任せられるといった経緯はないか ・市の主導でこの組合が出来ていたら、これからやり方を変え入札ですとなると、約束と違うとなる。そういう心配はないと。 ・入札するといっても車を5台配置してもらっているから、来年から入札やりますというのは難しいのではないかと。事前にしっかりと説明しておかないと、色々支障がでてくると思われる。 ・入札に切り換えるとなった場合、契約相手には既得権でないことへの理解を求め、時間をかけて準備するように ・予定価格について、専用車両については原価償却があり、ランニングコスト的に考えると作業する人件費と燃料費があると思うが、燃料費については変動がある。予定価格の段階でどうしているか。 ・人件費の上下もちろんであるが、燃料費は変動する。過去の予定価格は変わっていないのか。 ・随意契約の理由として妥当かどうかとなるが、妥当でないという意見はなく仕方ないかというところで、特に問題はないと判断する。 <p>○平成 27 年度総社市議会会議録作成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の対象は市議会の本議会 ・これを随意契約としている理由としては、期限が限られ専門的知識が必要ということだが、反訳して製本する業務ができる業者は限られるのか ・これを入札すると問題があるのか | <p>運送業組合。合併してからは同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営内容としては、ガソリンスタンドの給油をしている。自組合員だけでなく他者も入れにくる。それと学校給食の配送と。組合からトラック持込で人を配置してもらっている ・元々組合はあったと聞いている。最初は5者で今は4者と。油が会員であるから安くなるということが入っていたところもあると。 ・把握している範囲ではそういう話は聞いていない。組合には、こういう時代なので入札となる可能性については触れている。 ・燃料費の上がり下がりはある。消費税額を含んでいる額であるが、そこを見込んでいるものではない。すべて一緒にまとめて、変動は加味していない。 ・変わっていない。 ・はい ・信頼のおける業者は限られている ・そう判断している |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 単価での契約だが年間の支出はどの位か • 予定価格は去年と同じか • 下がったのか上がったのか • どういう経緯で上がったのか • たまたまどちらとも予定価格の100%と • 1ページあたりというのは、50冊作ったら、50冊×ページ数×契約額。50冊が40冊になることでトータルのページ数が減るから単価が上がってしまったと • 議員以外にどこに配布するのか • 何のために使うのか • 必要ない議員とは • 参考見積りは徴したのか • 契約した業者からか。2者からか。 • そのときには委託契約していた業者に見積りをもらったと • その業者だけからもらって、偶然参考見積りと同額で契約した。 • 参考に提出した方はいくらで予定価格となるだろうと予想はつくが、見積りをしていない他者はどの位になるか検討がつかないのでは • こういった業務ができるのは県内に何社くらいあるのか • 県内の自治体は全部この者と契約しているのか | <ul style="list-style-type: none"> • 本年度の見込みは397万円位 • 反訳は昨年と同額。印刷業務は異なる • 上がっている。昨年度より2～3割程度。 • 仕様を変更した。印刷部数が50冊であったが今年度から40冊に減らした。議員の中に必要ないという方もいて減らした。減らすことで1ページあたりとしては金額が上がった。 • はい • そうです • 当局と執行部に送付 • 発言の確認のため • 議会事務局に備えているからそれを確認すれば足りる方もいる • 徴した • 徴したのは1者 • (事務局)複数者以上でという通知はこの7月にしたもので、当時の手続きを不適切とはいえない。 • そのとおり • 参考として設定した • 県内にあるのは1者。 • 他自治体では他者と契約しているところもある。昨年度県内では14市が同じ。1市が別の業者。 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・衆議院ではPDFで議事録を見ることができるが、総社市ではどうか ・この者でテープを反訳し、それをPDF等を使用している。印刷製本と別にしても問題ない。 ・他市でも随意契約か ・他県の業者といっても県内に支店はある ・結果としてこの業者が業務をすることに異論はないが、この業務が随意契約として妥当かどうかとなる。来年以降、もう1者も契約金額がわかっているでしょうし、2者から見積りをとってどちらが低くなるか。いくらかでも競争が働く余地が出てくれば今の形でもいいのかなど。今の岡山県内の状況は、この業者と契約しているでしょうか。 ・現在の段階において随意契約ということは妥当とするが、複数から参考見積りを徴するなりし、予定価格をより公正性のあるものにしていただきたい。 <p>○胃がん検診業務委託（特定検診同時実施分）外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方の検診で、個人負担はあるのか ・個人負担以外の部分は市が負担。年齢に関わらず先方に入る額は違うのか ・胃がん検診ができるのはこの機関だけか ・単価は同じか ・かかりつけの医者にもいけるし、検診車がくる公民館等に行ってもよい。今回の案件は検診車が来るものと。 ・経年的に把握できるのは、今年の画像と去年の画像をみて変わらないとアドバイスをもらえるために、それを確保するために随契か | <ul style="list-style-type: none"> ・本会議はインターネット経由で議事録検索システムで確認できる ・そうです ・殆どの市が随意契約 ・そうです ・カレンダーの3ページを参照。個人負担はあるが年齢により異なる。 ・1件あたりで検診機関に払う額は同じ。 ・他にも依頼している機関はある。胃がん検診として2種類ある。 ・単価は違います ・今回の対象となった検診は胃がん単独でなく他と10種類くらいのセットで出来るのが特徴。がん検診だけでなく腹部超音波なども一度で受診できる。 ・はい |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・毎年医療機関が変わるとデータ共有が難しいか ・それを見ながら去年と違う点の指導ももらえる ・資料で子宮がん検診は同じ業務で3種類の契約をしている。検診機関で1件あたりの単価が異なるのは何故か ・総社では地域の交通の便を考えると倉敷にも大きい病院は沢山あるが、なぜ済生会か ・自分で行く場合なら指定された病院で大丈夫か ・淳風会では出来ないのか ・データの蓄積が難しい。財団に蓄積されていくとどうしても財団にになってしまう。かといってその画像データを市が管理するのも難しい。 ・予定価格の算出根拠は ・相手によって金額が違うのはその相手と交渉して ・現時点では随意契約について問題ないということ判断する <p>OLED 防犯灯設置業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が 52.7%と低い。入札結果を見ても落札した者が特別に安い。2 番札よりもかなり安い。業者が決めた価格なので市に何かという事はないが、何か事情を聞いているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・こちらには結果しかこない。胃がん検診だとフィルムは検診機関がもっている ・指導はもらえないが、どうかなというときには過去のデータを比較している ・それぞれの検診機関で金額を設定されている。医療機関で受診されるものについては、健康づくり財団にお願いしているが、日程が確保出来ないところを済生会にお願いしている。済生会も忙しく年間に数日しかお願いできなかった。10のがんの検診は無理だが婦人科はできるという経緯で、まず財団で出来るところから調整し、残りを済生会等で。財団については、検診時に市の職員がはりついていたものをやめたので、財団の人件費があがったのかもしれない。 ・検診車を持っているのは財団と済生会。 ・子宮がんは市内の2ヶ所のみ。通常の検診は人間ドックを受けた方への助成となる。 ・淳風会は淳風会で受けている委託先があり、これ以上は難しいと。また、このところは自治体の検診からは撤退しつつあると聞く。 ・人材を揃えてくれるとか、セットで実施してくれることでコスト面・会場面での調整などすべて、こちらの都合かもしれないが支障なくやってもらえている。 ・予算時期にこういった体制でもらうとしてどうかと打診している。 ・そうです。先方で決まった単価に人の配置が必要であるとかが加味される ・特に事情は聞いていないが、その時期に人を抱えていて仕事をまわすために安く落とすことがあるとは聞いたことがある。 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・今回特に事情があったとは聞いていないと ・安くてもちゃんと施工してもらえれば問題はない。 <p>○総社小学校校舎改築工事基本設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札は金額のみで判断か ・入札一覧表のくじ番号とは ・このくじがどうなるのか ・変動率は何に使うのか ・最低制限価格が幾らか変わってくると ・最低の金額を変えるためにという形。最低が1826万で1者がそれより低くて失格となった。この最低制限金額と同額であった者が落札と理解すればよいか ・基本設計の次には実施設計となると思うが、それを分けている理由は ・通常設計の場合は、基本設計で設計者の案を元にして実施設計をしていくが、今後、実施設計も指名競争にしていくのか ・基本設計と実施設計の相互の関係はどうなるのか | <ul style="list-style-type: none"> ・はい ・はい ・(事務局) くじ番号は、業者が応札する際にその金額だけでなく任意の3桁の数字を入力してもらっている。その任意の数字が入りくじ番号。その入力した数字が入札システムに届いた到着時間のコンマ以下3桁を数字にしたものが到着ミリ秒。この両方を足した下3桁が決定くじ番号。表の一番上の業者では入力くじ番号が802、到着ミリ秒が793なのであわせた1595の下3桁の595がこの業者の決定くじ番号。 ・(事務局) これを全者足したものがくじ番号の合計値といい今回は4712。この数字の下2ケタが変動率を出すものになる。 ・(事務局) 基準率を公表しているので、不正防止・談合防止の観点から使用している。 ・(事務局) 基準率のままだと、1,868万円位が最低制限価格となる ・(事務局) はい ・予算措置の話もある。市の実施計画の中で今年度は基本設計をすると。基本設計に基づいて28年度に実施設計の予定。ただしまだ28年度の予算がついているわけではない。実施計画の中で決まった事を基本設計として出したもの ・多分そうなるのでは ・成果品である基本設計報告書を元に実施設計を進めていく。基本設計から大きくそれた平面計画・立面計画とはならないと思う |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建築の場合は、基本そして実施というのは設計内容に関わってくるので、同じ設計者であるほうが望ましいのではないかと。もうひとつ工事監理と3つに分かれています。 ・そのあたりの支障はないのか ・基本設計から実施設計・工事監理を含めた場合、概算でどのくらいの額になるのか ・落札率が低い。最低制限価格と同じ。確率的に最低制限と同額の応札があるのはどの位か。 ・予定価格の単位はいくらまでですか ・次も競争入札で実施か。1者随契か。 ・監理業務は1者にと ・その場合の金額は、今回の落札率を使ってとなるのか ・工事によっては予定価格と落札率で、それ以降のものも同じ落札率をかけて随契というやり方もあると思うが、そういうことはしていないと ・誰でも出来るものではなく、ものによっては機能評価というか内容については検討しなかったのか ・基本設計と実施設計を分けられて著作権は大丈夫か ・今回は改築と言っても図面を見ればほぼ新築である。参考意見として、広島県では学会と建築協会の3者協定でプロポーザルをしている。ホームページにも載っている。総社市としても経験がな | <ul style="list-style-type: none"> ・現状では3つに分かれています ・今回は規模が大きいので基本設計から出している。従来から基本設計も実施設計も個別に出している。工事監理は実施設計と別に随意契約で発注し、実施設計をした設計者の意図が伝わるようにしている ・まだ実施設計業務の予算も算定していないのでわからないが、基本設計の3～4倍位でしょうか ・(事務局) 確率でいうと、くじは199通りですので、199回入札があれば1回はあることに。年間で2～3回はあると思う。ただし狙ってというのは出来ない。 ・(事務局) 税抜きで1000円単位 ・基本設計報告書があるので、他の事務所が入ってもできると考えている。競争入札の予定。 ・設計意図が現場に伝わるように、同一業者がよいと考えている ・(事務局) 別契約ですし、まだまだ先の話となる。恐らく見積りを頂いて、予定価格を下回れば落札と。 ・今のところはしていない。落札率をかけるという方法もあると思うが、国からは歩切りをするなという通知も出ている。 ・総合評価やプロポーザルについては、この物件についてはそこまでの話がなかった。プロポーザルは審査委員会の体制も出来ていなかったのが実態。 ・契約書なり仕様書に記載する |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>いということではなく参考にし、プロポーザルを含んだものにしていくよう考えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結論としては問題ないとする <p>○新総社市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場は直営か ・既存処分場はまだ容量に余裕はあるのか ・今回は処分場を新しくする。それは別に契約して浸出水の処理施設を建設すると。 ・4者応札があり、その中で一番安い共和化工が落札したと。他よりも1億以上安い。低入札調査を実施されたとあるが、どんな調査をしたのか ・問題ないと判断した ・業者からの積算資料も見た ・幾らからが低入札の対象か ・他者でも低入札の可能性があったと。調査を実施し問題なかったので契約したと。 ・低入札価格調査とする基準は ・低入札価格調査を実施し、しっかりと確認し安く出来るのであればそれにこしたことはない。どちらかという役所は低入札調査を嫌うように思えるが、財政厳しいなが一番安いところで決まって、妥当な事例であったということで評価する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・直営です ・3年位は大丈夫と考えている ・処分場の造成工事は別途契約済みです。 ・(事務局) 調査項目はホームページで公表しているが、積算内訳書を提出してもらい、その価格で入れた理由や、下請けはどうするのか、過去の実績はどうかなどを確認した。 ・(事務局) この業者としては、同規模の実績も多数あり、チームを組んで下請けを頼んでいて下請けを叩いているわけではなく価格が出したと。性能も充たし工期も守ることなども確認した。 ・(事務局) 技師が確認した ・(事務局) この事案だと基準価格は7億8400万以下となる。 ・(事務局) その後、議会に提案し承認をいただいた。 ・(事務局) 特に決まりはない |
|--|---|

審議の結果について

(委員長) 全体として特に問題があったものはない。個々の意見は述べたとおり。

(3) その他

(事務局) 添付資料について、様式第3号のうち委託料等については、最低制限価格と設計価格が設定されることがないのでこれを削除し、代わりに業務概要のところを広げ随意契約の理由を書く事にしたい。

(委員) 了承

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程については事前に相談したとおり11月24日(火)午前10時からでお願いいたします。選定の当番は井上委員長になります。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成27年度第2回の委員会を終了します。

平成27年度 第3回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成27年11月24日(火) 午前10時05分～総社市保健センター2階保健指導室

委員 委員長 井上 信二

委員 小寺 立名

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに、今回の対象期間である平成27年7月1日から9月30日までの事案について、対象件数は工事・コンサルを含め全部で104件であること。そのうち他所属の委託が33件、建設工事等が71件であり、建設工事等については、130万円未満は随意契約、130万円超は指名競争、4000万円以上は一般競争ということを守っている。どうしても1者随意契約になる場合には、妥当な理由であるかよく確認し最低限のものとしている。他所属の33件については1件入札不調による8号での随意契約があったが、特定の者でしか契約できないという理由の第2号適用の随意契約が多い旨説明。

(委員) 了承

・契約制度の現状について

(事務局) 1点目。建設工事及び建設コンサルについて、8月17日から随意契約も電子入札システムを使用している。入札にあわせ毎週水曜日にメールで案内通知をし、業者がメールを確認し積算をして翌週の水曜日を開札日としている。これまで22件実施。毎週1～3件位。サンプルが少ないのでまだ傾向はつかめないが、何社か聞いたところ、市役所に来る回数が少ないのは手間がはぶけるということであった。

2点目。委員会での審議事項は建設工事及び委託料に関することであるが、現在は建設工事について契約検査課・上水道課とりまとめの工事請負費のみを対象としているので、各課で契約実施の修繕費について、委員会の対象項目に入れることを検討している。昨年度伝票ベースで1790件あり、内容としては75%が施設修繕、その他に車両修繕や備品修繕がある。金額では130万円を超えるものは20件であり、9割近くが20万円未満である。傾向としては施設を数多く持っている教育委員会の修繕が多いこと、5万円未満の小額の修繕が半数以上あるということ。委員会の対象に思っているのは施設修繕で50万円以上の90件少々である。現在の委託が年間360件、工事が310件くらいであるので、これに加えてはどうかと検討しているもの。

(委員) 了承

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 当番の井上委員より抽出案件の説明をお願いします。

(井上委員) 建設工事・コンサルについては、一般競争が2件あったことからこの2件を選定。また少額であったが1者随意契約としていたものがあったので、1者随契の理由が適正であるか確認するため選定した。各所属で実施している委託については、財政課の固定資産台帳整備についてプロポーザルで実施しているので、その内容を確認するために、健康医療課の糖尿病性腎症重症化予防事業については予定価格と契約額が同額であることと、1者随契であるのでその理由

が適正であるか確認するために選定した。

抽出案件（審議順）

| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 |
|----|------|-------|----------------------------------|
| 工事 | 一般競争 | 土木課 | 清音神在本線改良（護床工）工事 |
| 工事 | 随意契約 | 都市計画課 | 駅南区画7 3ブロック（2工区）整地工事 |
| 工事 | 一般競争 | 上水道課 | 小寺配水池造成外工事 |
| 委託 | 随意契約 | 財政課 | 総社市固定資産台帳整備業務委託 |
| 委託 | 随意契約 | 健康医療課 | 総社市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）業務委託 |

委員からの意見・質問、それに対する回答

| 委員からの意見・質問 | 担当課の説明・回答 |
|---|--|
| <p>○清音神在本線改良（護床工）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札であり、失格者が多かったことから選らんだ案件。 ・公告文に最低制限価格を総社市建設工事等最低制限価格取扱い要領に基づき設定とあるが、計算方法はどうか ・変動率の結果、設計金額の87.46%位が最低制限価格として設定された。秒以下の単位をを使っていて、意図的に操作できないところで決まっている数字ではあるが、ちょっと高すぎないかなと思う。10者が応募して、そのうち6者が失格となっている。失格となっている者の中には、よく名前を聞くところもある。そこが応札した金額で落札し、ちゃんと仕事ができるかと言われれば、出来る会社であって、最低価格の入札者と落札者の差が400万位。もうひとつじっくりとこないが、他の委員はどう思うか。 ・確かにこれだけ失格が多く並ぶともったいないという感じはする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果表にありますとおり、最低制限価格は93,007,000円です。計算方法は基準率が0.8701であり、これに変動率0.0044を加えたものに、設計額をかけて千円止めしたものになります。基準率の算出方法は、設計額のうち直接工事費の95%であるとか一般管理費の55%であるとかを積上げていくもので、平成25年度の国の最新モデルに準じています。変動率については、業者が入札時に任意の数字を入力した数字とその数字がシステムに到着した際のミリ秒等を積上げて算出していくもので、今回は0.0044となったものの。 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・これが制度だから仕方ないといえば仕方ないとも思う。 ・最近、建設関係は単価が段々上がっていると思うが、今回の案件は市場価格の変動に対して、どのように設計価格の単価は決まっているのか ・その単価というのは全国共通か、それとも岡山県内共通か ・公共関係の単価か ・設計価格は最新の単価でという説明であったので、高すぎるという事はないと。 ・流れとして、全体としては橋脚を新しく新設する工事か ・その橋脚の一部の護床工のみという発注か ・全体の橋脚の工事の中で、どのような順番で発注していくのか ・それぞれの部分部分の工事を別々に発注していかないといけない工程か ・債務負担で実施する場合と単年度で実施する場合の基準はあるのか ・橋脚の設置と護床は一連でなくてバラバラでいけると ・別工事によって分けることでロスが生じることはないか ・橋梁部分を架けるのは製作から一連の流れであ | <ul style="list-style-type: none"> ・設計書を作成する際に最新の単価を用いて作成している。 ・岡山県共通といますか、岡山県の単価表に準じているので、それを元に設計単価としている。 ・働く人の人件費の単価。建設物価とか物価資料という本を毎月購入し、それをを用いて設計書を組んでいる。 ・そうです ・そうです ・そうです ・一級河川の川の中なので、工事の期間が10月20日から翌年の6月と工程としてはタイトである。橋脚5本のうち、23年度に3本、24年度に2本の工事を実施した。今回は常時水の流れている橋脚のところに護床の工事をする事になっている。 ・工程もタイトである。橋の上部（橋梁部分）については3年間の債務負担としたが、橋脚については単年度で実施した ・上部（橋梁）の場合は鉄を買ってきて、工場で作成して、架設までの一連の作業であった。約1年半かけて材料購入と工場製作。1年くらいかけて架設となった。一連の作業だから債務負担となった。 ・10月中旬から翌6月までの8月しか河川内の工事ができない。年間ずっと川の中の作業ができるのであれば、組み込んでということも考えられるが。 ・今回はない ・今回の工事は2メートル四方位のブロックを作 |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>るが、橋脚と護床は別発注で業者がかわっても問題ないということか</p> <p>○駅南区画73ブロック（2工区）整地工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄棒設置の工程と換地整備の工程が密接不可分であり、換地先を施工した者との1者随契とすることで円滑な施工が期待できるというのが理由にあたるかどうかで選んだ案件。 ・見積り合わせの結果表で、1者だけであるが見積もり金額以外にくじ番号等の記載がある。これは複数社での見積り合わせの場合を含め、何かに使うことがあるのか。 ・図面の線を塗った右側が小学校の敷地で、これはこれで整備を進めていて、左側が今回の整地の対象土地になる。 ・それを1者随契でとした理由が、鉄棒設置が少しその敷地に掛かっているものと <ul style="list-style-type: none"> ・鉄棒の支柱部分のみの発注か ・左側の広い部分全部ではないと ・支柱の下の部分だけで200平方メートル弱。線の内側は市の土地か ・今後は学校用地 ・鉄棒の下の200平方メートルだけでなく、ま | <p>成し、それを川床に並べていくもので問題ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札のように最低制限価格は設定していないので、複数社での見積り合わせで価格が同価格となった場合に、くじ番号の結果により1位、2位を決定する場合に使うもの。 ・そうです ・今回の工事はこの箇所であるが、最終的な学校用地としては、左側の土地全部が学校用地になる。別の工事で学校の遊具を撤去し新たに設置する工事を実施していたが、鉄棒については、少し点線のラインからはみ出ることが、結果として工事発注後にわかった。遊具の設置については、安全範囲という基準があり、それぞれの障害物から何メートル離して設置しなさいというものがあり、実際に配置するうえで、少しはみ出る部分があり、鉄棒の一部が工事が完成しても子どもたちに使ってもらえない事になり、学校とも相談したが、学校としては鉄棒全部を使えるようにしたいということで、一部分の整地を完成させることで、鉄棒を安全に、全部を子どもたちに使えるようにするための整地工事を一部だけ出したというもの。 ・そうです ・そうです ・市の土地 ・今回整備する土地は今後学校用地になる ・まとめると大きな工事となり、鉄棒を開放する |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>とめて発注するほうが安くなるのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄棒の下を整地したが、そのすぐ横を今後整地となると、鉄棒を安全に使えるのか ・子どもに危険がない形にして、早く鉄棒を使えるように別工事にしたと ・鉄棒は今までなかったのか ・結構立派なものなのか。図面では長く見える。 ・運動場になる前は市の土地として何に使っていたのか ・今後ここは運動場となるのか ・器具を置いたりするのか ・残った部分の整地は別発注でこれからか ・元の遊具の発注工事の発注を終えてから、飛び出ることが発覚したと。遊具の配置は市で決めて発注するのか ・これからもそういうことがありうるのか。どの遊具を購入するかで敷地がどこまでに広がるかが、遊具が決まらなるとわからないのか ・隣が他人の土地だと大変なことになる。効率的にまとめて発注するよう。別々に発注して割高にならないよう出来るだけ計画的にさせていただきたい。 <p>○小寺配水池造成外工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札なので特に手続き上は問題ないと思うが、失格が並んでいて12者中10者が失格というのはもったいないと。入札制度で仕方ない | <p>期間が遅れるので、規模を最低限として、子どもたちに早く使ってもらえるよう、部分的な発注とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄棒を設置したところから幾らか離れたところで、工事を区切って仮設のフェンスをしている。子どもたちと業者が接することはない形にした ・そうです ・別のところにあったものを撤去して、新しいものを別のところに設置した ・長さはかなり長い。児童の人数も多いので。 ・区画整理事業で出た土とか石を仮におく場所として使用していた ・運動場になります ・それはこれから計画することになる ・別入札で発注済みです ・ある程度発注の際に計画はしているが、安全範囲が使う製品により多少のずれがある。具体的にこの製品を使うからどのくらい離すとはっきりとわかって図面を精査していき、若干のずれというものがあつたので調整するためにこうなつた。 ・多少の範囲の話と思う。運動場は決まっているので、その中に納まるようにするが、今回については、将来的に運動場として拡張する部分を含めて設置いう教育委員会からの要望もあり、そういったところで収めたもの |
|---|---|

という事はあるが、ちゃんとした者にしてもらえるのであれば、それが失格となるのは、設計金額が高すぎるのではと思えるが、先ほどの説明で最新の単価を使っていると。

- ・ 債務負担行為でなく年度で区切った理由は
- ・ 用地取得が未了であったとか
- ・ 年度末に出来そうな範囲内で、今年度はここまででましよう。一連の進入路なので、一気にやってしまったほうが効率的に思えるが、期間のほうが優先されてしまうのか
- ・ 地元の業者が何度かチャレンジできるように、ある程度分割して発注したほうが良いという政策的な配慮があるのか。債務負担で一括発注となると落札者のみが最初から最後までとなる。こういったことを決めるのは担当課か
- ・ 債務負担行為にするほうが手間がかかるとかいうことはないのか。年度年度のほうがやりやすいとか。
- ・ 決定していなければ単年度でするしかない。全庁的にこういう傾向か
- ・ これだけ大きな工事だと一括で出すほうが効率的という気もするが、地元の経済対策という意味では何回かに分けてチャンスを与えるほうがよい気もする。市で決めた方針があるのか
- ・ 2年3年と継続的に業務ができる工事を何億で受ければ、その会社は雇用対策としていい面はある。今回のケースでは市内業者限定であるが、債務負担で5億とか大きくなった場合は、市内以外になるとかそういうルールはあるのか
- ・ この工事では5億とはいかないが、色んな事案があると思うが、分割することで不効率が生じ市の財政的な支出にならないかと。そうなれば検討しないといけませんが、別けてもほとんど支出に影響ないなら、別けても特に差し障りはない。成果

- ・ 3月末までに出来る見込みと
- ・ そうではないです
- ・ 昨年に半分工事を出した続きであり、その辺りは改善の余地はある
- ・ 担当課です
- ・ 債務負担行為の場合は、予算の際にそういう決定をしなければならない。今回の件は、そういう決定をしていない。
- ・ 多い傾向です。補助事業であったり、起債関係は事務的に単年のほうがやりやすい。委員が言われるとおりの工期のしぼりが出てくるので、何か現場で諸事情が発生すれば繰越となり、結果として債務負担と同じ事になる。
- ・ 決め事はないが、国のいう最近の指針では、出来るだけ発注の標準化というか、年度で区切ると年度当初の4月5月の発注が減るので、委員が言われるとおりの債務負担等をくんで工期を縮めたりしないようにとは言われている。実際の工事の金額と発注時期によりけりではある。
- ・ ルールはないですが、5億となるとJVということになり、おそらく親が県内大手か市内の最大手。子に市内がつくという形が多いように思う。5億となると金銭面で市内の社では厳しいのではないかと。

| | |
|---|---|
| <p>物にも影響ないなら。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年発注の半分と比較して単価はあまりかわらないものか ・今回に関しては事情があつたと ・繰越覚悟で昨年全部発注するのは難しかったのか。年度内に終わるのが前提か <p>○総社市固定資産台帳整備業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式による随意契約ということで、公募が1者だけであった。元々のプロポーザルではどういう評価をしたのか ・1者しか応募がなかった。相手のことであるが、何か思い当たることはあるのか ・このあと公共施設の総合管理計画策定に繋がっていくもの。総合管理計画についてもこの社に1者随契で発注するのか ・固定資産台帳を作ると、それを見越して作っていくので、この社が引き続きしていく感じもするが、以前何かで申し上げたが、公共施設の総合管理計画は、総社市内の公共施設を今後どうしていくかという話。統合したり廃止したり。そういう話なので、この社はすごくノウハウがあると思うので、この固定資産台帳整備の中で、総合管理計画策定のノウハウも教示してもらいながら、市の職員でその監理計画はできるように。総合管理計 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年の量が4000立方メートル。今年度は11500立方メートルで明らかに多いので比較できない。昨年度で終わらせたかったが、保安林解除申請の関係で土地の取得が遅れ、今年にこれだけする事になった。 ・そうなります ・昨年度も硬い岩盤が出て結局繰越はした。この事業は平成28年度には完成して、29年度には企業団の水を受け入れなければならないので、後がなく、工程としては厳しいが、今年度中にこれだけはやりきりたい。 ・業務の委託をするにあたり、全庁的な業務であるので委託先の業者に主体となってもらい、各課とのスケジュールの調整、進行監理をお願いしたいということで、そういった体制づくりがきちんと出来るかということを通し込みが多数あった場合は事前に審査をしてと思っていたが、結果として1者のみから申請があった ・どれくらい参加者があるか気になるので、本申請の前に意向表明ということを出させるようにした。この時点では2者であったが、最終的に遠慮の連絡があったので、どの部分が難しいか確認した。内容的に会計事務所では難しくコンサルタントのほうが得意とする分野だろうという回答であった。 ・まだそこまでは考えていません |
|---|---|

画を策定する際には、市民に審議会のような形で参加してもらい手作りで作っていくと。総社市に特化したオリジナルな総合管理計画が出来ればいいなど。このままこの社が総合管理計画まで委託を受けて作っていくのはちょっと残念な気もする。市にとってどういうふうに施設を整備していくか大きな課題なので、今後の話であるが、市で独自で頑張ってもらって作っていただいて、市民の声も聞きながら、反映していただきたい。この社はPFIとかすごくノウハウをもっているし実績もある。十分にノウハウを取得して今後活かして頂きたい。

・固定資産台帳整備事業は独立した業務で、ちゃんとした業務が出来れば、他の業者であろうか独自であろうかよい。ただノウハウをもったところに頼んだら楽だということで、安易に流れないよという意見だと思うので、折角総社市頑張っているのだから、無理やり作らされるのではなく、費用をかけて総社市のためにつくるのであるのだから、独自するのもいいのではないかと。

・プロポーザルで公募することについてホームページで公告したのか

・実際にノウハウをもった業者に、公告したから応募してほしいとか売り込みをしたのか

・それでも1者だけであった。

・他市もプロポーザルでしているのか

・他市でも応募が少ないのか

・業務としては、そんなに差がなくて均一的なものであるが、予定価格より安く72%であるので、金額だけの問題ではない。そのときだけのために

・ホームページの公告及び本庁と支所の掲示板に公告という形

・業者は委託の発注がいつあるかチェックされていたようで、3者から総社市がいつ発注するのかと営業にきたところもあった。そういったところには公告したと案内はした。

・建設業界の新聞にも掲載はあったし、他の情報サイトにも記事が載っていたので広く公募は出来たと思う。ただし、市のホームページにどのくらいのアクセスがあったのかは確認していない。

・先ほど申し上げたとおり、2者から意向表明があり、応募は1者のみであった。

・財産台帳が紙ベースであるとか総社市と同じような条件のところは、プロポーザルが多いと聞く。

・同規模で同内容の業務のところを参考にしたが、応募が2者であったとか聞いた。

・業者としても人員配置が必要であるということと、その時期に委託業務をお願いしたい市町村が集中したというのもある。

| | |
|--|--|
| <p>人をという面もあると。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初が大変だと思う。契約自体は問題ない。市民のためになる整備をよろしくお願いします。 <p>○総社市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的なところであるが、1者随契約かつ予定価格と契約金額が1円まで同じ。そういったところから選んだ事案。 ・落札率100%となった理由は ・参考見積りを徴し、それを元に予定価格を決めた。見積りを出せるのはそこだけか ・見積りを頂いて精査して特に問題ないという事で、その金額が予定価格となった ・幾らか金額の交渉をしたと ・重症化は5期までである。3期4期の場合 ・透析に至らないように予防のために ・効果はあるのか ・透析クリニックは市内にどのくらい ・山手清音の人は倉敷へ行くのか ・透析している患者数は ・人数はそんなものか | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から実施している事業。糖尿病性腎症の4期ができるのはこの社のみ。基本半年間に面談2回、電話10回というコース。事前に見積りを頂いて精査し予定価格を設定した。 ・そうです ・そうです。当初いただいた際に中身を確認したが、そのままの内容ではない ・保健師の面談を一日に一人一回だと旅費がかかるので、一日に二人面談するように交渉した。 ・5期は透析になる。4期はインシュリンをうっている。糖尿病が元で腎臓が悪くなる。 ・腎臓が悪くなると現状維持が最低ライン。透析となってしまうと年間医療費500万円。本人の生活も制限されるので、その前段階でくい止めた ・昨年度の人では、だいぶ悪かった人が、薬が軽くなったとか成果があった ・2箇所です ・そういう方もいるが通院回数が多いので、遠くへは通院せず近くの人。週三回で、透析したその日はほとんど動けないことも ・平成25年度数字で77人。平成21年が44人なので増加は著しい ・この社は広島県呉市で非常に実績があって、呉 |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・呉市と同じような状況になれそうか ・市の財政上も本人の負担にもいいこと。効果ができればよい ・3期4期の方は市内に何人くらいか ・抽出された20人以外の方への情報提供はできるのか ・希望者ではなくて抽出 ・320万で20人ひとりあたり16万円。これだけいいサービスを受けられるなら、たまたま抽出して選ばれた市民だけでなく、希望する市民が受けられるよう広げたいですね。主治医の了承も難しいかもしれませんが。 ・呉市とかで成果を挙げられているということなので、盗むではないが、より適切な指導が市で出来ればよいこと。周知ふくめ研修なり、より市民が健康になれるよう頑張ってもらいたい。思ったより対象人数が少なく感じるが、対象者本人は大変でしょうから市にとっても予防ができればこしたことはない。特に問題はないということで、しっかりと頑張ってください。 | <p>市ではこの事業を始めてから、対象となった方は一人も5期になっていないという実績がある。こういうノウハウはここしかないのでは、これも随意契約の理由である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したいと思っている ・今年度の名簿では2期～4期で約260名。年齢は40～74歳の被保険者で、認知症や癌の治療中の方は除いている。 ・特定検診を受けられた方には全員、保健師・栄養士が面談している。私たちが勉強しながら、それ以外の方にも使える内容なので、実施していきたい。 ・保健指導するとなると、医療に掛かっているのが主治医の了承が必要。本人と主治医の関係が一番。まず市が主治医のところに出向いて説明をする形 ・医療にかかる前段階の方も沢山いる。しっかりと指導できる体制を整えることが必要と考えている。 |
|---|---|

審議の結果について

(委員長) 全体として特に問題があったものはない。個々の意見は述べたとおり。規則ではあるが、入札に関して真面目な業者がどんどん失格となるのはもったいない。制度に則って不正があるわけではないが、市にとって支出が減らせるような計算方法になればいいのではないかと思う。今後の検討課題にしていただきたい。

(事務局) 失格者が多数出る事については、常々気にはしている。制度そのものは法律に即した形であれば内部で検討し変更できる部分である。研究し次年度以降になると思うが、この委員会の意向も踏まえ改正を考えたい。一方、昨年建設業の法律改正により公共工事の品質確保の関係も変わって、委員の意見とは少し逆になりますが、建設業界の中の労働者の労働環境というところで、落札率を低くすると、働いている方々の労働環境に影響がでる。相反する意見のなかで調整していく必要がある。低入札価格調査制度と最低制限価格制度の運用になるが、改正内容がまとまったら委員の意見を伺いたい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程については2月定例会になりますので、平成28年2月15日(月)午前10時からお願いいたします。選定の当番は小寺委員になります。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成27年度第3回の委員会を終了します。

平成27年度 第4回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成28年2月15日(月) 午前10時00分～総社市役所本庁舎2階会議室

委員 委員長 井上 信二

委員 小寺 立名

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・ 審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに、今回の対象期間である平成27年9月1日から12月31日までの事案について、対象件数は工事・コンサルを含め全部で133件であること。そのうちその他所属の委託が30件、建設工事等が103件であり、建設工事等については、一般競争が5件、指名競争入札78件、随意契約が20件。その他所属の30件のうち、10件が指名競争入札で20件が随意契約。入札出来るものは出来るだけ入札としているが、随意契約となっているものについては1者随契が大半である。特に今回はマイナンバー関係のシステム修正が多かったこと等を説明。

(委員) 了承

・ 契約制度の現状について

(事務局) 4月に向けた制度改正の検討点として報告。国の指針で予定価格は事後公表することになっている。総社市は設計価格を事前公表しているが、法により歩切の関係から設計価格＝予定価格となっており予定価格を事前公表しているのと同様となる。このことから予定価格を事後公表にしていく必要がある。一般競争入札の金額条件として土木工事4000万円以上、建築一式工事1億円以上としているが、これを少し下げたいこと。低入札価格調査制度については、制度は導入しているが、具体的な対象基準がないのでこれを設けたい。最低制限価格の変動率については、現在のプラス2%からマイナス6%をいくらか変更したい旨説明。

協議事項として、前回の委員会で今後は修繕費を委員会の対象項目に出来ないかを検討している旨説明したが、施設修繕に限れば契約額が50万円以上で絞れば昨年90件少々。今年は現在60件少々で時期もばらついている。施設修繕に限ることとして対象としてはどうか。

(委員) 低入札価格調査の基準はないのか

(事務局) 基準率はある。工事価格がどの程度の金額以上が対象とか、どういう工種が対象というものがないので、そういったところを整備したい。

(委員) 了承。意見として、基準がないと恣意的なものになってしまうので、きっちりとした基準があったほうがよい。修繕費は加えることでよいが、改正にあたり他に報告するところがあるなら忘れないよう。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 当番の小寺委員より抽出案件の説明をお願いします。

(小寺委員) 今回は6件選んだ。建設工事が1件。業務が5件。詳細は個別の案件で話しをするが、落札率が高いもの。契約の目的・性質が入札に適さないという理由で随意契約になっているが、見積りの相手が2者・3者あるものは、本当に入札に適さなかったのか確認したい。また1者随契については、1者随契として適正であったか確認する。

抽出案件（審議順）

| | 契約方法 | 担当課 | 工事又は業務名 |
|----|------|-------|----------------------|
| 委託 | 指名競争 | 農林課 | 快適森林環境創出事業（伐倒駆除）業務 |
| 委託 | 随意契約 | 学校教育課 | 学力調査委託 |
| 委託 | 随意契約 | 税務課 | 総社市滞納管理システム更新業務 |
| 委託 | 随意契約 | 交通政策課 | 総社市新生活交通システム更新事業委託業務 |
| 工事 | 一般競争 | 土木課 | 清音神在本線改良（1工区）舗装工事 |
| 委託 | 随意契約 | 上水道課 | 水道量水器交換業務 |

委員からの意見・質問，それに対する回答

| 委員からの意見・質問 | 担当課の説明・回答 |
|--|--|
| <p>○快適森林環境創出事業（伐倒駆除）業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事案一覧表にあるとおり，この案件を含め同じような作業で契約の相手方が同じものが4件ある。指名業者数はいずれも3者であるが，すべて同じメンバーか。 ・落札率が97%～99%。非常に高いと思う。契約日で見ると1件は10月1日であるが，他の3件はすべて12月1日。12月1日に3本契約したということは入札も3件あり，いずれも同じ者が落札し，落札率は高い。入札結果表をみると応札の金額は僅差ではある。他の3件についても入札結果は同様か ・いつ入札しても1者がやや安く，残り2者はそろえてきているのか ・残りの3件も落札者以外は同額で応札か ・随意契約であったものを入札と切り換えたのが26年度から。ずっと同じ者が落札していて，他者となったことはないのか ・随契の時も3者で見積り合わせをしていた ・結果的にはずっと同じ者が施工していたと。入札をしても毎回同じところが落札。落札率が高いのは補助事業であり積算の方法が似ていること | <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。 ・同じような傾向だった。 ・昨年度から入札とした。それまでは随意契約で同じ3者で見積り合わせをしていた。事業自体は県の補助事業であるので，補助の基本単価がある。これを元に設計をしているので，価格自体は適正と考えている。施工地が総社市内であるので，事業所がより近いところが有利なのかと ・若干のばらつきはある ・ありません ・そうです ・落札率が高いといわれれば，高いと思う。どういう対応をすべきか。 |

| | |
|---|---|
| <p>もあり、高止まりになりやすいのかもしれないが、あまりにも毎回、何回入札しても同じ者が落札というのはどうか。随意契約のときから同じ者が実施しており、不自然でないと思うのかもしれないが、今回のリストをみると、入札を4件して4件とも同じ者が落札し、指名業者も同じところ。今後の改善方法として何か考えられないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名替えをすとか。他の業者はないのか。県内には何組合あるのか ・他は遠方の組合が多いのか ・松くいんの駆除をするのは、こういった組合しか技術を持っていないのか。街路樹だったら、造園関係の事業所、庭園業者も資格がある。 ・桜が害虫被害にあうことがある。例えば県大は造園業者が作業して無事であった。組合だけがそういう技術をもっているとは限らないと思うので、他に樹木を扱う技術があるか検討の余地があるのでは ・落札者は市内の業者か ・組合の中で指名替えをする、又は組合以外でも可能ではないかという意見があったので、今後検討していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内は11組合ある ・県北が多い ・薬剤の効き目があるかどうか。樹幹注入であれば、木にボトルを打ち込む。どこに打つかで効き目が異なる。信頼のおけるのは組合となる。 ・そのあたりは調査をする。これまでの経験上、技術的なものもある。自然公園の中であり病害が広がるわけにはいかないところもある。枯れたから植え替えればよいではない。 ・合併して本社は市外にあるが、元は市内の者で現在は支店がある。 |
| <p>○学力調査委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価やプロポーザルなのか。見積りあわせなのか。 ・最終的には随意契約であると ・随意契約として3者から見積りをとった。金額だけでなく特徴を文書で書いたものを提出してもらったと。資料に見積価格一覧がある。金額だけでいうと、今回の契約業者以外のところが一番安い。契約したのは値段でいうと真ん中の金額の者。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザルというところまではいかない。業者に来てもらって説明という場は設けていない。業者から特徴書というものを提出してもらい、会社のサービスの部分の説明や、問題の提供、価格を提示してもらっている。 ・そうです ・そうです |

| | |
|---|--|
| <p>・価格欄のところで、一番安いところが5点満点 で全員揃っているのはわかるが、他の2者につ いては1点から5点とバラバラである。どうい う基準で採点しているのか</p> <p>・見積りを出すことの意味がない。一番安い ところが5点というのはよいが、単価でこれ だけの開きがあって同じ点数というのは違和 感がある。総合評価ではないにしても、価格 だけでなくそれ以外のところを含めて判断 するのはよいことであるが、客観的に評価 してもらわないといけない。ある程度の基 準を決め、各人が勝手に点数を決めるので なく、標準的なものがあるほうがよい。単 価で2割位違っていても同じ評価では、金 額を出させる意味がない。評価の際に意 思統一を妥当性のあるものを検討して いただきたい。</p> <p>・3者に見積りをもらうときに、どうい うところを採点の評価の対象とすると、評 価基準は事前に公表していたのか</p> <p>・評価は書類の審査で、事後評価をき っちりしてくれそうなどころになったと。</p> <p>・理由を見ると、前年度とのデータが 使えるとか、前年度と比較し易いとい うコメントがある。違う業者とな った場合は、結果報告書のフォー マットが違って使いにくいのか</p> <p>・一貫性というか、教育委員会で やっていく継続性は業者任せと なるのか</p> <p>・前年度との比較がというのは、こ ちらでフォーマットもなく、前年度 との継続性というのは業者任せ となるのではないか。何らかの形 で業者が変わっても継続でき るようなフォーマットは準備し ておくべきではないか。前年度 比較となると継続性を前提と したものとなるのでは</p> <p>・教科書との関連性はあるのか</p> | <p>・いくらか主観が入ってしまった。定 価ベースで360円位のものである ので、それからいうと値引くとい うか下げてもらったことの評価 をしたようだ。一番安い者と二 番目の者が同点数であったこと は、必ずしも適切ではなかった かもしれない。</p> <p>・価格だけでなく問題の中身や事後 指導を総合的に判断すると伝 えている。</p> <p>・安いけども悪いでは子どもの学 力アップに繋がらないので、事 後を含めて総合的に評価した。</p> <p>・業者が違えば違うものとなる。 加工しないと使えない。</p> <p>・業者が変わったとしても、全国 の学力学習状況調査をしている 者、岡山県の学力学習状況調 査をしている者と異なるので、 揃える必要は無いと思っている。 業者が異なるのは仕方がない と思っている。</p> <p>・他市では業者を決定し随意契 約としている。系統として去 年の学年と今年の学年が比較 しやすい。しかし業者の公平性 ということもあるため、この ような形をとっている。</p> <p>・市で契約している者は教科書 の出版社であるが、他の2者 は違う。</p> |
|---|--|

・随契であっても比較をするという上で前年度は出せないが、本音の部分では前年度というのが理由となるのか。たとえ業者が変わっても比較できるように工夫できないか。それがないなら最初から随意契約でも同じではないか。もう一点、価格について2割も違って同じ評価というのは妥当性に欠ける。問題についての評価は見えていないのでここではいえないが、価格については透明性のあるものにしていただければと。

○総社市滞納管理システム更新業務

・性質が入札に適さないため随意契約でプロポーザルとしたと。この随意契約理由を詳しく聞きたい。

・こういう仕様にしてほしいとか、仕様さえ統一しておけば使い易いものが出るのでは

・使い勝手というが、仕様書できっちりと組み込んでいけば、業者はそれにあわせて作ってくれるのではないか。そこまでの仕様書が出るかということはある。プロポーザルとなると、仕様でなくて性能で提案をうけて、より使い易いほうを選ぶとなる。競争性と言う点が、不透明感がましてしまふ。今回、どうしてもプロポーザルでいかなければならなかったのか。入札でも可能ではなかったのか。仕様さえ標準的なところで統一しておいて、金額で決めておいて、契約後に業者と少し調整することでもよかったのか。この随意契約にされた理由を聞きたかった。

・プロポーザルは書面審査か

・2者を見ながら5人の委員が比較した。基準表もある。各委員が基準表をもとに採点し、合計して高いほうに決定したと。3者指名して提案をお願いしたと。広く一般に公募はしなかったのか。何か理由があるのか。

・価格の採点基準を検討します。

・金額も比較対象としているが、あくまでも使い易さ、処理のし易さ、などに重点を置いた

・個々の仕様、データ処理をどうするというのがあるが、一つでなく多数組み合わせるので、メーカーによって差が出て来る。

・実際にプレゼンをしてもらった

・現行システムの者と滞納管理のシステムの業界のなかで特別優れている者としてもう1者。ここは全国的にみても大手。もう1者は市の基幹システムを構築している者。これは基幹システムとの連携があるから。他の者では、そこまでの実力・実績がある者が見当たらず、3者となった。基幹システムに付随するシステムと、専門的な者がつくくるシステムとは、色々比較したらかなりの差がある。

・担当課の判断で優秀なところと、実際に業務の関係があるところから3者と判断し、実際にプレゼンを受けて評価したと。

・話をきいてよりいい方を選びたかったが辞退であったと。先方の勝手であるが理由は聞いたのか

・担当課としては随意契約といいながら、その中で精一杯検討して、ただ金額だけで決めて使い勝手の悪いものでは困るという事で、このような形になったと理解した。特に指摘する点はない。

○総社市新生活交通システム更新事業委託業務

・プレゼンテーションの集計結果で、下の方に金額欄がある。金額面ではかなりの差があった。提案面、運用面、機能面、価格面と評価の割合があるが、価格面が2割であった。配点が低いという印象。金額よりもサービス内容重視で採点するということか

・金額の配点が2割でなく、配点が4割であったら結果が逆転していたかもしれない。金額以外のところの点数でみると、提案面は殆ど差が無い。運用面もサービス面も差がそれほどでない。サービス内容重視は大切であるが、逆に金額面が軽視に感じられないか。ここまで少ない配点というのは今後これでいいのかと疑問を感じる。実際に提案内容はそんなに違ったのか

・具体的には

・公募だったのか。指名をしたのか。

・もう1者も実績はあったのか

・今契約している者に固執する必要がなく、公平にプロポーザルをした。今回は出来るだけ参加しやすい仕様にしたつもりであった。オープンな形にしたつもりであったが、1者辞退されたのは残念。

・文書で不参加の通知をもらっただけ。ただカスタマイズとかデータ移行となると、費用面のところで戦えるのかとなったのか。プロポーザルにしているので金額のことは問わないのだから参加してもらいたかった。

・配点の高いところ。運用面、安定的なシステムの運用が一番求められている。元々雪舟君自体が公共交通ということもあり、安定的に出来ないことが一番の問題。安全で、セキュリティもあり、操作性もよいことが求められる。

・プレゼン聞くと安定性という面でかなり違った。

・サービス、保守的な面。システム壊れたときの対応が大きい。

・2者を指名した

・実績はあるが、元々雪舟君のようなデマンド型の予約システムのうち、東大の方式と、総社市が使っている NTT 方式がある。NTT 方式で運用しているのがこの2者になる。もう1者も多くの契約をされているが、4～5台の少ないところの

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・2者に依頼した。それ以外のところは無いのか ・他者ではやり方が違うから対応できないという判断か ・相手が総社市に合わせてやってもらうことは難しいのか ・提案面に関する評価で、機能内容の実現性と、運用面・機能面でどう違うのか。運用・機能がきちんとしていれば実現可能である。これだけわざわざ別にされている意味は ・そこは運用面・機能面と違うと ・仕様書の最後に提案の評価基準と表記があるが、非常に抽象的な書き方である。評価基準であるなら、運用面ではこういうところを評価するというのが基準であって、書き方として基準になっていない。評価基準は市の意図を伝えていく伝達機能が一番大事である。配点基準をなぜ公表しなかったのか。 ・こういう面で評価するという基準。ここが重要ですよという基準。もう少し工夫されたほうがよい。見積りの評価は2割であり、金額以外を重視するというインフォメーションは必要では。 ・先ほどの税務課、学校教育課も含め、個別というより全庁的なものかと感じた。評価基準を決めて配点をどうするというプロポーザルマニュアルや、総合評価入札であれば基準がはっきりして値段に対してのサービスがあり、総合評価を重視すべきなのか。多少不透明であっても提案型であったり。各担当課で考えられているようだが、全庁的に基準を公表すべきと。各課で相違工夫していくのも大変だと思う。業者選定も公平性、透明性ということから場当たりのようになっていて、金額は金額として少しでも市民の負担を軽くする発 | <p>実績が多く、総社市のような9台という実績はなかったようだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社市のような運行方式。時間がかかってもよい乗り合い方式で、遅れるときには10分20分遅れてもよいというシステムを構築しているのが、この2者となる。 ・他の者ではあわせることが難しいと思う。運行の考え方が違う。 ・運行の考え方になるので難しいのでは ・今回のシステムの更新から、サーバー方式という事務所の中にサーバーをおくやり方から、クラウド方式に変更した。センターからデータ通信する方法とした。冗長性、セキュリティ、安定性が可能かどうか重要で、総社市の9台という台数で機能するのか。そういったことも提案してもらい、評定の中にいれた。 ・別です ・総社市でしている他のプロポーザル。基幹システムなどの際も公表していなかったもので、それに倣った形。 ・先ほどから意見をいただいておりますが、応札・見積もるほうの業者からも、考え方・主張・特徴の説明ができないケースも生じる。配点基準を完全に固めると担当課としてもやりづらいかもしれない。時間はかかるかもしれないが、ある程度の指標のようなものは必要かと感じる。 |
|---|--|

想は必要で、全市的な統一的なガイドラインがあったほうがよいのかと。

・事前に業者に対してどこに市が重点を置いているが伝わるようにしていただきたい

・見積り金額のみで比較すると、500万以上の差があって、点数配分でみると6%。これは配分として高いといえない。市民の負担を伴うものであるから、点数の配分をよく検討したほうがよいという意見とする。

○清音神在本線改良（1工区）舗装工事

・清音神在本線改良舗装工事ということで、12月4日契約の1工区ということですが、契約事案一覧表には、10月27日に清音神在本線改良工事（富原5工区）と（富原6工区）とある。いずれも舗装工事。これは場所が違うのか

・それぞれ一般競争入札ですね

・3分割で工事を別けたように見えるが、何か理由があるのか

・富原5工区、6工区に分けたのは工期が不足するからという理由であるが、落札業者は同じであった。仮に一本で発注した場合、設計金額はこの2つの工事を足したものとなるのか

・工期が間に合わないというのが、もっぱらの理由と。そのために2つに分けて多少金額が上がってもやむをえないと。同じ業者が落札しているということは、やれるということなのでしょう。或いはもう少し早めに発注はできなかったのか

・工期短縮のため分割という扱いは多いのか

・担当課がやりにくくならないよう。業者も参加しやすいよう考えたい。

・位置図に色分けしているが、橋とその取り合いの部分が1工区。川の西側で色を塗っている部分が富原工区となり、場所が違う。

・それぞれ一般競争入札。川の西側で色分けしている部分は全部ではないが、ほとんどが該当する。

・清音神在本線の工事は3つに分かれている。橋の部分、今回の川の西側である富原の部分、そしてすでに完成している川の東側の中原の部分。この3つになる。今回の発注は橋の部分。5工区、6工区は、まだ土木工事を実施している部分があること、また一本で発注すると工期が不足することから、このような形にした

・実際にやってみないと正確には分からないが、一本でしたほうが若干は安くなると思う。

・延長としては、ほぼ半分に分けて発注しているが、これはこの両工区の間には土木工事を発注しているものがあるので、その兼ね合いもあった。

・場所と工事内容によりありうる

| | |
|--|--|
| <p>・今回何か問題があるということではなく、どうして一本にしないのかということまで話を聞いたかった。</p> <p>・これでこの橋関係の舗装は終わるのか</p> <p>・例年11月位に発注することが多いのか</p> <p>・工期の問題があるから分割したと。そのあたり年間を通じて計画的に進めているか</p> <p>・入札が不調となった場合は翌年となるのか</p> <p>・元々分けるように設計した。</p> <p>・分けることで落札率が高くなったか安くなったかは判断できかねるが、もう少し早くに発注してひとつにできなかったのか</p> <p>・富原5工区も6工区も一般競争で2本とも11者が札を入れられて、同じところが落札されている。くじもあり、偶然でしょうけど。</p> <p>・11者は同じ構成か</p> <p>・応札してきたのが同じ11者。全者が2本取れても工期内に出来ると判断したのだろうか。変動率もあるので2本とも落札できると思わなかったのだろうか。</p> <p>・特に問題・指摘する事項はない。</p> <p>○水道量水器交換業務</p> <p>・工期を限定しているのだから、その間で確実にするには1者随意契約とするしかないという理由。先ほどの土木課もそうだが、工事には工期がある。工期内に確実にしてもらうには1者しかない。入札に適さないと言ってしまえば、入札案件がなくなってしまうのでは。本当の随意契約の理由として適切なのか。複数数の見積りもとらず、工期に</p> | <p>・一部残っていたが先日発注した。</p> <p>・場所等状況によるが、舗装工事は11月から12月が多い。舗装をする前の土木工事の状況に左右される。</p> <p>・計画でも2本にわけ、逆算してこの時期の発注となった</p> <p>・再度の発注となる。設計書を組み直し再度入札するので、少し時間が必要となる。</p> <p>・工期的にも厳しい事もあり、計画段階で分ける事にした。</p> <p>・土木工事の工程もあったので、最初から分けての発注を考えた</p> <p>・入札参加資格としてはもっと多くの者が入れるような仕様としていたが、富原5・6工区は11者で、橋は8者であった。</p> <p>・同じ構成であった。電子入札であるので設計書をダウンロードした者の確認を当時したが、外にも数社応札可能な者が見えていた。</p> <p>・水道メーターは計量法で8年以内に交換する必要がある。今回は1700個位だったが、多い年は5000～6000個の年もあり、市内に満遍なく交換するところがある。契約相手は長年実施してきていて、市内の各地区で区分けをされて施工されており、現場についても把握できている。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>間に合わせるためというが他にいないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずっとこの組合が受託してきたのか ・落札率がほぼ 100%。これは交渉で決めているのか。見積りが出てくるのか ・給水装置工事業者は全者この組合に入っているのか ・既得権というか指定席というか、条件をクリアしないとこの契約に入っていけない。組合に加入することができれば、この業務を落札できる。 ・工期が 10/13～1/20 である。短い期間でありできる者がいないというのであれば、工期を長くすることができないのか。 ・検針とかの業務もこの組合に随契しているのか ・検針は入札でと。検針作業の間にしないといけないから、取替え作業がしづらいということか ・量水器は各家庭の敷地内にある。本管から量水器までは市の工事。量水器より内側は各家庭の範囲と。指定業者というのは市の工事を担当するのか。 ・無指定の業者がすることは ・組合に入っている 8 者以外は ・その 270 者は宅内も本管の工事もできると。 | <ul style="list-style-type: none"> ・古い事はわからないがここ数年はそう ・見積りはもらっている。こちらでもメーターの大きさを 1 個あたりの交換単価を設計している。今回は 100% 近いものであったが、毎年がそういうわけではない。 ・協同組合に入るのは条件もあるようなので、入られている者は 8 者。 ・この 8 者は技術的にも信頼がおける。水道管の破裂などの修繕の際も対応してもらえる。水道メーターの交換は、メーターの検針時期の間に実施している。検針が終了したら業者がメーターを交換するが、その後に上水道課で新しい番号・古いメーターの指示数字の入力や確認、データの作成が必要。その間の期間は短い。 ・工期はそうのようにしているが、すべての期間で作業が出来るわけではない。検針が終了したら交換前のデータを作成する。データを作ってから、業者に交換のお願いをする。次のメーター検針より前に交換が終了し、市はデータの入力や確認の期間が必要でタイトである。 ・検針は個人に頼んでいる地区と、入札で決定している地域とある。 ・そうです ・指定工事店は本管から宅内までを担当する。 ・無指定は宅内も駄目です ・指定しているのは 270 者くらいあり、その方たちは宅内の工事はできる。 ・本管は水道工事の別の資格がある。270 者位は本管から宅内へ管を繋ぐ作業はできる。かつては市内限定での資格であったが、十数年前の規制緩和で一気に増えた。市内に限ると一気に数は減 |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>・大変な作業なのでしょうが、あまりに競争がなさすぎる。過去何年もこの者しか受けてきていないというのが、この方法しかないのか。</p> <p>・あまりに指定席になりすぎている。既得権にならないように市にとって一番いい契約になるように、検討していただきたい。</p> | <p>る。</p> <p>・期間の話がありましたが、メーター検針の狭間をぬっての交換となる。使用者の方の使用量が算出できない厳しいタイトな事務状況ではある。限られた期間のなかで、入札をして落札した業者が何か取り掛かれないことがあると、一番困るのは使用者の方。相互応援ができるということで組合との契約となっている。単価面については交渉している経緯はあり、かなり厳しいものと聞いている。</p> <p>・将来的には考えていきたいと思っている</p> |
|--|--|

審議の結果について

(委員長) 全体として特に問題があったものはない。個々の意見は述べたとおり。プロポーザルについてはガイドラインのようなものを考えてはどうか。

(事務局) 時間はかかると思うが、研究していきたい。

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程については6月定例会になりますので、平成28年6月22日(水)午前10時からでお願いいたします。選定の当番は山田委員になります。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成27年度第4回の委員会を終了します。